



交通安全だより

ゆっくり走ろう 糸島のみち

2023年

第21号

糸島市交通安全協会 事務局:糸島市前原中央1-6-1 糸島警察署内
TEL.FAX 092-323-2626 責任者:谷口一成

高齢者の 交通事故防止について

糸島市交通安全協会 会長
谷口 一成



糸島市の皆様方には、平素から糸島市交通安全協会の交通安全活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、糸島市では、買い物や病院にいくにも車がないと不便で、高齢者の方々にとっても、車は生活する上で重要な手段となっています。

福岡県下の高齢者の交通事故関連発生状況は、昨年に比べて増加傾向にあります。糸島警察署管内でも、今年の上半期で、高齢者が関係する死亡事故が1件発生しています。高齢運転者事故で多いのは、交差点における出会い頭の事故、追突事故が多いといわれ、その要因としては考え事や漫然運転による前方不注意、反射神経の遅れによるとっさの対応の遅れ等があるようです。

高齢者の方々が、車を運転されるのは、生活する上で必要不可欠な事と考えられますが、加齢による、身体機能の低下は運転能力にも影響を及ぼすと言われ、ご自身もですが、そのご家族の中には、日々の運転に不安を感じられている方も多くおられるのではないのでしょうか。



糸島警察署 署長
武田 邦晴

「安全・安心のまち糸島」の実現に向けて

当協会では、子どもと高齢者に対する交通安全教育と交通事故防止啓発活動を推進していきます。推進するうえで、必要な経費は、皆様が糸島市交通安全協会に加入して頂いた会費が当てられています。会費は、新入学児童の交通事故防止のランドセルカバー、幼稚園や保育園の園児に対する反射材付キーホルダー等にも使用させて頂いています。今後とも、糸島市交通安全協会の諸活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

糸島市の皆様方には、平素より交通安全活動にご尽力をいただき、また、警察活動全般にわたり、深いご理解とご協力をいただいていることに対し心から感謝申し上げます。

さて、本年の県下の交通事故情勢ですが、年当初から発生件数、死者数ともに増加傾向で推移しており、4月19日付けで、22年振りに、福岡県知事による交通死亡事故警戒宣言が発令され、5月2日までの2週間、交通死亡事故抑止緊急対策を行いました。

糸島市内においては、6月末現在121件(前年同期比+2%)の人身交通事故が発生しており、5月には自転車が車に追突される死亡事故が発生しています。

また、道路横断中の歩行者が巻き込まれる事故や飲酒運転による事故も発生しています。

こうした情勢を踏まえ、糸島警察署では、飲酒運転の取締りをはじめ、重大な交通事故に直結する速度違反、横断歩行者妨害、信号無視等の取締りの強化、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育や街頭における広報啓発活動を行い、飲酒運転撲滅機運と交通安全意識の高揚、道路交通環境の整備等に取り組んでいます。

「安全・安心のまち糸島」の実現に向けて、関係機関・団体や地域の皆様と力を合わせて、交通事故抑止に努めてまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願い致します。

令和5年度使用の交通安全年間スローガン(全国)

運転者「同乗者を含む」部門

運転は ゆとりとマナーの 二刀流

歩行者・自転車利用者部門

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

子ども部門

べだるこぐ ぼくのあいぼう ヘルメット

域の皆様と力を合わせて、交通事故抑止に努めてまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願い致します。

自転車の安全利用を！

糸島警察署 交通課長
藤山 俊明



道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

福岡県の過去5年間の自転車事故を分析すると、自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用すれば致死率が約1/4に下がるという結果も出ており、頭部を保護するヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守ることに繋がることになります。

サイクリングなどのスポーツのときだけでなく、近距離への買い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護してください。

また、保護者等の方は、児童や

幼児が自転車に乗るときはヘルメットをかぶらせるようにお願いします。

自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物ですが、交通ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。

自転車は道路交通法では軽車両に位置付けられており、車両に分類され、交通事故を起こせば警察への事故の届出や負傷者がいる際の救護も必要となります。

自転車を利用するときは交通ルールを守って安全運転を心掛けるとともに自転車事故を起こした場合に備え「自転車賠償保険」への加入もお願いします。



ヘルメット、かぶっていますか？

～全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務に～



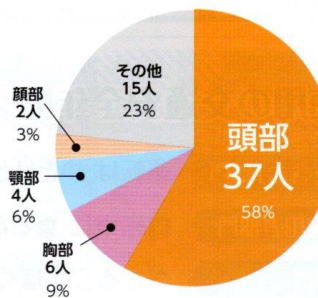
道路交通法の改正により、**全ての**自転車利用者に対して、**ヘルメットの着用が努力義務**となりました。(令和5年4月1日施行)

交通事故の被害軽減のためには、**頭部を守ることが重要です！**

- 自転車事故で亡くなられた方の**約6割**が**頭部に致命傷**を負っています。
- 着用時の場合、非着用時に比べて自転車事故における**致死率が約1/4**に下がります。
- 自転車を利用する際は、**命を守るヘルメット**を着用しましょう！
- ヘルメットは**安全基準に適合**したもので、頭の**サイズ**に合ったものを選びましょう。

ヘルメット着用状況別の致死率

(平成30年から令和4年までの累計・福岡県)
(注)「致死率」とは、死傷者に占める死者の割合



自転車乗車中死者の人身損傷部位

(平成30年～令和4年までの累計・福岡県)